

Title	英国最低賃銀裁定局法施行の状況
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.2 (1915. 2) ,p.175(67)- 181(73)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150201-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

當會社ニハ株主ナルモノナシ會社ハ保
險契約者ノ共有ニシテ會社ノ利益ハ保
險契約者ニ配當ス

東京市京橋區桶町十八番地



千代田生命保險

相互會社

電話京橋 三番三三番一二五六番

社長 門野幾之進
專務取締役 北川禮弼
取締役 牛場卓藏
監査役 岩本述太郎
監査役 松原重榮

結婚 徵兵 教育

本會社は我保險界に比類なき青少年女専門の
保險會社にて徵兵、結婚資教育費並に營業資
金蓄積の最良機關なり

本社

東京市京橋區桶町十八番地

電話京橋三〇二四番

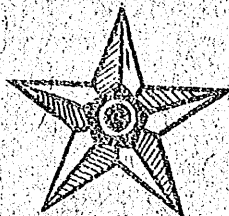
振替口座東京六五九五番

大阪出張所

大阪市東區高麗橋五丁目九番
電話本局一五六一番

福岡出張所

福岡市天神町二番地



日本生命保險株式會社

特色

取締役社長 門野幾之進
專務取締役 足立 莊

一、本會社は株式會社の特長と相互會社の美點
とを併有し株主には有力知名の士を網羅す
一、會社は決算の利益金を保險契約者に配當す
るが故に會社の利益は被保險者の利益なり
一、一年志願兵入學には保險金の八割を拂渡尙
徴集猶豫中は利息を附加す

雜 錄

英國最低賃銀裁定局法
施行の狀況

堀江 歸一

英國最低賃銀裁定局法 (Trade Boards Act) 施
行の實績に就ては、曩に其一斑を論述したるこ
とあり。(國民經濟雜誌第十四卷第五號) 本論は
更に其以後の材料を基礎として、事實の概略を
語らんとするものなり。英國の最低賃銀裁定局
法は千九百九年を以て制定せられ、翌年一月以
降實施せられたるものなるが、其後三年間に亘
る實施の結果に基きて同法適用の範圍を擴張し
當初同法實施に關聯する命令を以て、指定せら

れたる事業の以外にも之を及ぼすの所說漸次世
間に勢を占め、政府亦千九百十三年を以て、此
所說を容るゝに至れり。

最低賃銀裁定局法の根本原則とする所は他の
事業と比較して、賃銀の格外に低廉なる事業に
於ては、賃銀裁定局を組織して、最低賃銀率を決
定す可く、斯く決定せられたる賃銀は法律の効
方を有し、嚴重なる制裁の下に、當該事業の傭
者に對して、履行せらるゝの諸點に外ならず。
各裁定局は一事業に於ける傭者を代表する同數
の委員并に事業に關係なき商務院選任の委員に
依て、組織せられ、一の委員會は事業の全體若
しくは其一部分に就て、賃銀裁定の事務を行ふ
を得ると共に、其事務を處理する爲め、地方委
員會を設置し、地方の狀況に就て、意見を提出
せしむるを得ることとし、一事業に於ける傭者
并に被傭者は代表委員を選擧するを以て、本則
とすれども、選舉の困難なる場合には議會の承

認を経たる規定の下に、商務院自ら代表者を任命するを得べし。斯くて始め裁定局法は(一)出來合併に卸賣販賣の裁縫業(二)紙木屑等を原料とする箱製造業(三)機械製組絲并に網仕上業(四)鎖手工業の四種に適用せられ、其他の事業に對しては、議會の承認を経て、商務院に於て、漸次同法適用の範圍を擴張することを豫定したり。而して商務院は同法の施行に着手し先づ(一)鎖製造業(二)組絲仕上業(三)大不列顛紙箱製造業(四)愛蘭紙箱製造業(五)大不列顛裁縫業(六)愛蘭裁縫業に關する六箇の裁定局を組織したり。左に組絲仕上業并に鎖製造業に關する裁定局の實例を掲げて、同局の内容を示す可し。

組絲仕上業裁定局
商務院任命の委員
備者な代表する商務院任命の委員
被備者な代表する商務院任命の委員

三 八 八

商務院任命の追加委員(備者)	二	四
鎖製造業裁定局	二	三
商務院任命の委員	三	三
備者の選舉したる委員	六	六
被備者の選舉したる委員	六	六

大體如上の内容を以て、組織せられたる六箇の裁定局が四種の事業に就て決定したる最低賃銀は左の如し。

	女工賃銀一時間につき		男工賃銀一時間につき	
	二片之	五片乃至七片	二片之	五片乃至七片
鎖製造業	二片之	五片乃至七片	二片之	五片乃至七片
組絲仕上業	二片之	五片乃至七片	二片之	五片乃至七片
箱製造業(大不列顛)	三	六	三	六
同(上愛蘭)	二	六	二	六
裁縫業(大不列顛)	三	六	三	六
同(上愛蘭)	三	六	三	六

以上掲ぐる賃銀は最低時間賃銀を示したるものにして、出來高賃銀の支拂はるゝ場合には其賃銀は必ず所定の時間賃銀と相均衡せざる可か

らず。固より裁定局法は備者に對して、時間賃銀の支拂を強要し、出來高賃銀の支拂を禁止するものに非ず、唯裁定局は最低時間賃銀の決定を必要とし、一方に時間賃銀に準據する出來高賃銀を決定するを得るのみ。隨て裁定局が時間賃銀のみを決定し、一方に之に準據する出來高賃銀を決定せざりし場合には、備者は自ら裁定局の決定したる最低賃銀と同一なりと認むる出來高賃銀を決定し、商務院の承認を求めて、之を被備者に支拂ふを得るものとす。

或は上記の最低賃銀は稍や低きが如しと雖も之を裁定局決定以前に行はれたる賃銀に比較するときは、其高率なるは勿論にして、今後増進するの機會を得ること論を俟たず。或る事業に於ては、裁定局決定の賃銀は以前の賃銀の二倍に當り、又は其二倍を越ゆるものあり。例へばクラッドレー・ヒースに於ける鎖製造業に就て見るに、同事業に使役せられたる女工は「ハン

ドレッド・ウェート」の手打鎖に對して、二三志の賃銀を得たるに止まれるに、裁定局法施行の事務を擔當するマロン氏の報告する所に據れば、曩に或る種類の鎖を製造し、「ハンドレッド・ウェート」に付き三志三片の賃銀を得たる者は今や六志六片の賃銀を得るに至れりと云ふ。更に之を詳説すれば、裁定局法施行前、「ハンドレッド・ウェート」の鎖を製造して、六志六片の賃銀を得、之に對して工場使用料并に燃料二志六片を負擔し、差引四志の純收入を得たる者ありとするに、裁定局決定の下に於ては、十三志の賃銀を收め、之に對して上記二志六片の負擔を控除し、殘額十志六片の純收入を得るに至り、斯る者は以前の所得に比較して、一倍半の増加を告げたるの計算と爲れり。固よりクラッドレー・ヒースに於て、最低賃銀を決定するに就ては、備者の側より種々の反抗を試み、其間に紛擾を醸したるもの少なしとせず。或る備者の

如きは、商務院が最低賃銀決定後六箇月を経て之を實行することゝしたるに乘じ、其期間從來の状態を以て、被傭者を酷使し、以て鎖の供給を市場に堆積せしむるに勉めたるの事實あり。幸に被傭者は婦人職工組合期成會并に國民非苦役事業協會の助力を受けて新賃銀を要求したるが、傭者は此要求に接するや、直に從來低廉なる賃銀を以て、使役せられたる労働者を抑留せんとし、輿論の反對を蒙りて、新賃銀適用の效力を生ずる一二箇月前に於て、之を支拂ふことを承諾するの已む得ざるに至れり。然も同地方に於ては、傭者が法律に違反して、制裁を蒙る者あるを見たり。即ち傭者は法律の制裁を免かるゝ爲めに、鎖製造高を帳簿に記入するに當り特に事實を偽れるものにして、結局裁判所は其違反を以て、重大なる犯罪なりとし、之に課するに十五磅の罰金并に九磅九志の訴訟費用を以てし、外に斯る詐欺に依て、労働者に支拂はざ

りし賃銀の差額七磅十五志十片四分の三を賠償することを命じたり。是れ裁定期間法第六條に之を命ずるの規定あるの故を以てなり。斯くて裁定期間法の下に、労働者の労働條件の改善せらるるや彼等の間に自ら自覺を生じ、千九百十三年末には始め決定せられたる最低賃銀を増額するの要求を致し、此要求は承認せられて結局當初の賃銀に一割の増加を見ることゝ爲り、一方に事業は漸次繁昌するの趣あり。

ノッチンガムに於ける組絲仕上事業も亦裁定期間法施行前に於ては、労働者を酷使するの稱あり。而して此事業に於ては、仕事の大部分は内職として行はれ、事業家と労働者との間に仲介を爲す者ありて、仲介者自ら内職従業者を酷遇するの狀を存したるを以て、鎖製造業に比較して處置に困難を訴ふるの傾あり。商務院は此困難に當る爲め、労働者が事業家に就て、直接に仕事をを得る場合には爲めに生ずる時間の損失を

償はしむるの目的を以て、餘分の賃銀を要求するを得ることゝし、以て漸次仲介者を排除するを期したり。

紙箱製造の仕事が從來最も不潔なる場所に行はれ、又其賃銀最も低廉なりしは、世人の認めたる所にして、現に千九百十六年政府が労働者の所得に就て調査したる際、當該事業の傭者の報告したる所に據れば、婦人の平均賃銀は一週間十二志三片にして、又十志以下の賃銀を得るもの全體の二割を下らずと云へり。

大不列顛の卸賣裁縫事業に於ける賃銀裁定期間は婦人の最低賃銀を一時間三片四分の一、男子の最低賃銀を一時間六片としたり。今、千九百十六年の賃銀調査に據るに、同年斯業に於ける婦人の平均賃銀は一週間十二志十一片にして、更に之を細別するに、一週十志以下の賃銀を以て労働する者、機械に依る裁縫工中の二割一分を手工に依る裁縫工中の三割八分を占めたりと云

ふ。故に今裁定期間法施行せられ、一時間三片四分の一の割合を以て、賃銀を算出することゝ爲らんか、一週五十一時間の労働に對して、十四志の賃銀を得るの結果と爲り、以前の十二志十片に對して、著しく賃銀を増進するに至る可し。況や千九百十三年二月後當初の最低賃銀に對して、増加の行はれたるに於てをや。

商務院は裁定期間法を適用したる四種の事業に對して、總て見習(Learners)の存在を認め見習労働者に對しては、成年労働者に認めたる最低賃銀と或る調節を保たしむるの程度に於て、別に最低賃銀を決定することゝし、例へば組絲仕上業に於ては年齢十三歳乃至十四歳の見習の賃銀を一週五志とし、年齢十五歳乃至十八歳の見習に對しては、其勤務の年限に應じて、普通の最低賃銀に達せしむるの規定を設けたり。始め最低賃銀裁定期間法の制定せらるゝや、其實施の曉に、老齡又は仕事の速度遲鈍なる労働者に對

して、尙ほ最低賃銀を與ふること、すれば、傭
者は彼等を使役するを不利なりとし、之を排斥
するに至る可きを以て、結局彼等に不利益の影
響を及ぼすの結果を生ず可しとの非難に接した
り。然も裁定局法は此點に注意し、特殊の人に
對して、裁定局の決定したる賃銀に適用を受け
ざるの免許を付與することとし、今日に至るま
で、組絲仕上業に於て二回、箱製造業に於て二
十四回裁縫業に於て九十五回の免許を見たり。
然も斯の如きは裁定局法の適用を受ける勞働者
の數二十萬人を超過するに比較すれば九牛の一
毛に過ぎざるのみ。

斯の如くして裁定局法の施行三年に及び、商
務院は其實績を千九百六年に於ける賃銀調査と
に基き、千九百十三年同法を他の事業に適用す
ることの必要を認め、(一)砂糖、糖果、食物保
藏事業(二)襦衣製造業(三)板金器物製造業
(四)麻布綿布刺繡事業(五)蒸汽洗濯に於ける

襪布并に機械磨業等を指定して、議會の協賛を
求め、議會は特別委員會に於て、第五の事業を
削除し、他に協賛を與へたり。然も政府は昨年
中更に第五の事業に裁定局法を適用するの提案
を試みたりと云ふ。今日に於て、其結末如何は
之を明にする能はざるを以て、姑く他日に譲り
議會の協賛を與へたる四種の事業に就て考ふる
に、其裁定局法を適用するに至當なるは論を俟
たず。糖果製造業に於ける婦人の賃銀の如き、
一週間平均十一志九片にして、十志以下の賃銀
に甘んずる者亦全體の四割に上り、更に十八歳
以下の婦人のみに就て云へば、十志以下の賃銀
を得る者九割にして、五志以下の者亦一割九分
に達す。襦衣製造業に於ては、賃銀十志以下の
婦人は全體の二割二分にして、平均賃銀亦十三
志四片を上らず。是等兩種の事業に對しては、
直に裁定局の組織を告げ同局は千九百十四年五
月を以て、糖果業に於ける最低賃銀一時間に付

き三片、襦衣製造業に於ける最低賃銀一時間に
付き三片半を裁定したり。

板金器物製造業に於て從來行はれたる賃銀の
幾何なるやは之を知る能はずと雖も、最近スト
ールブリッヂ附近の同事業に於ける従業者が一
週十志の賃銀を得んとして、同盟罷業を行ひた
る事實に徴すれば、其賃銀の低廉なるを想像す
るに難からず。麻布綿布刺繡事業に於て従業者
の生活状態慘憺たるは、定評の存する所にして
賃銀の低きものは一時間一片に降り、其高きも
のと雖も、三片を上らず、以て一斑を類推する
を得べし。

最低賃銀裁定局法は仕事の一部分に行はるゝ
賃銀が他の職業に於けるものと比較して、格外
に低廉なるときには、議會の承認を経て其適用
を之に及ぼすを得べし。賃銀の低廉と云ふは關
係的言辭にして、一國の生活程度上進し、貧困
點亦之と共に昂騰せんか、最低賃銀の標準も相
次ひて其高きに赴かざれば已まず。斯の如くし
て、裁定局法の適用が漸次幾多の事業に及ぶ可
きは之を期するに難からざるなり

歐洲戰亂と米國金融市場

松 崎 壽

今次の戰亂に當り第三國として經濟上最も痛
切に戰争の影響を蒙つたものは云ふ迄もなく合
衆國である。勿論交戰諸國の經濟機關が一齊に
沈滞の狀態に陥つた爲め、軍需品、食糧品乃至
工業品等の供給に關して合衆國が獨り漁夫の利
を占め得たことは殆んど疑ふを要せざる處であ
るが、其れと共に英佛等の先進國に對する大債
務國たるの關係より、又其金融市場が歐洲市場
と共鳴せるの關係等より、直接間接に至大の打
撃を享けたことも争ふべからざる事實である。
従つて戰時の經濟を論ずる者は單に交戰國の事
情を研究するに止まらず、又米國の狀態をも顧
みなければならぬ。然るに我國に於ては英佛獨